

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（概要）

令和4年9月
農林水産省

I 趣旨

植物防疫法の一部を改正する法律（令和4年法律第36号。以下「改正法」という。）が成立したところ、施行期日については、改正法附則第1条において、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、本政令案において当該施行期日を定める。

II 概要

改正法の施行期日は、令和5年4月1日とする。